

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン

R3.9.17

総合生活支援センター

○基本的な考え方

この感染予防策は、国の専門家会議が提言した「新しい生活様式」の実践例である 3 密(密集、密接、密閉)の回避、身体的距離の確保、消毒や換気の徹底等を元に作成したものです。

以下の対策に加え、館内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離を確保するなど徹底した感染予防対策を行っていただきますようお願いいたします。

○感染拡大予防策

① 利用にあたっての対策

- ・発熱や咳、咽頭痛、味覚障害、倦怠感、風邪等の症状がある方については、入館をお控えください。
- ・受付窓口等でご利用者様が並ばれる場合は床のテープに沿って並び、ご利用者様同士の間隔を空けるようにしてください。
- ・総合生活支援センター入口、各部屋入口、不特定多数の利用者が触れる物(テーブル、電気のスイッチ等)の付近に消毒用アルコールを配置しておりますので、適宜ご利用ください。
- ・貸し室の利用にあたっては、ご利用者様同士の間隔を 2m以上保ってください。
※制限等の詳細は、別で定めます。
- ・ご利用者様には、基本的な感染予防のほか、利用実態等に応じた感染予防策をお願いします。
- ・ご利用者様名簿へのご記入をお願いします。名簿の情報は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供することがございますので、ご了承いただきますようお願いします。個人情報の取り扱いには十分注意いたします。

② 飛沫感染対策

- ・マスク着用をご着用ください。
- ・少人数で接近した距離での会話は原則行わないでください。

③ 施設の換気対策

- ・一定時間(90 分)に利用制限枠を設け、換気のため扉を開けた状態で利用してください。

④ 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・ごみはお持ち帰りいただきますようお願いします。

【貸室・利用の制限】

①利用の制限

施設名	
ボランティアセンター 会議室 (外気を直接取り込むことができないつ くりになっています)	長机を口の字に固定して使用してください。 扉は開けたまま使用してください。 以下の活動については、感染リスクが高いため禁止と します。 ・コーラス等の歌唱活動 ・大声での会議 ・食事を伴う活動

②定員の制限

対人距離を確保し、3密を回避するため、当面、各室の定員を半数程度に削減します。

※1人あたり概ね2m²確保を基準

施設名	定員	制限定員
ボランティアセンター	20人	8人
会議室	10人	5人

【新規予約申請・キャンセル等の取扱い】

- ボランティアセンターは 9/21 使用分から、会議室は 10/1 使用分からを受付けします。
- 9/21 以降に新規で施設予約される場合は、利用の制限等を理解したうえでの申込みとします。
- 9/17までにすでに施設予約済で、利用の制限等の影響(予定していた人数での利用ができないなど)で利用をキャンセルされる場合は、電話連絡等での対応とします。